

# 高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

## 緊急時通報システムサービス

緊急通報端末機器を貸与します。急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。

▼市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当する方

▼一人暮らしで虚弱な方

▼高齢者のみの世帯で、世帯員が虚弱な方

▼家族がいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方

▼無料※回線使用料(基本料金)、屋内配線使用料および通話料は自己負担



緊急通報端末機  
ペンダント型無線発信機

## 救急医療情報キットの配布

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。

▼健康に不安があり、次のいずれかに該当する方

▼65歳以上で一人暮らしの方

▼高齢者のみの世帯に属する方

▼心身に障がいのある方で一人暮らしの方

## 徘徊高齢者家族支援サービス

65歳以上または心身に障がいのある方で、長時間一人暮らしと同様の状態(日中一人で家で過ごすなど)の方

▼無料

## 徘徊高齢者家族支援サービス

発信装置による位置探知システムを活用して、徘徊している高齢者を早期に見出し、家族の負担軽減を図ります。

▼徘徊の症状が見られる認知症の高齢者を介護する同居家族

▼毎月の利用料は市が負担、利用開始に係る費用(1万円)は利用者負担

## 家具転倒防止器具等取付サービス

地震に備え、転倒防止器具などを取り付けします(1世帯につき家具3点まで)。

▼市内に住所を有し、生計中心者の当該年度の住民税が非課税

▼家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯

▼次の①～④のいずれかで構成される世帯①65歳以上の方

②身体障害者手帳1～3級を有する方③療育手帳A～Bを有する方④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課(☎428)へご相談ください。

▼無料

## 配食サービス

昼食または夕食のいずれか

## 寝具クリーニングサービス

乾燥殺菌(4月・10月)および丸洗い殺菌(7月・1月)を行います。

▼市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態となり、寝具の洗濯および乾燥が困難な方(寝具の手入れができる方が同居している世帯は対象外)

▼無料

## 紙おむつ給付サービス

毎月1回、必要とする1種類を決められた枚数分、自宅へ届けます(申請月の翌月から給付開始)。

▼市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方

▼①～④の中から、1種類①テープ止めパンツ+尿取りパッド②リハビリパンツ③フラットタイプ④尿取りパッド

※サイズ・種類については、長寿介護課へご相談ください。

▼無料

## 訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、美容店に通うことが困難な方に対し、理容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

※利用日については、事前に各理容・美容店に確認してください。

▼市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態の方

▼内容：調髪+顔剃り ▼美容：パーマ・カット・カラー

## 高齢者居室等整備資金融資制度

居室、浴室、トイレなどの増改築または改造工事をするために必要な資金を融資します。

▼市内に引き続き2年以上住居を有する方で、60歳以上の親族と同居している方または同居しようとする方

▼融資限度額 最高200万円

▼償還方法 元金均等月賦償還(償還期限 10年以内)

▼利子 無利子(市が負担)

▼保証人 市内に2年以上住居を有することなど、要件を満たす2人以上の保証人が必要

※高齢者居室等整備計画書、工事見積書などの書類が必要となるため、長寿介護課へお問い合わせください。

## 高年齢者等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額3万円を限度として助成します(転居後の家賃が6

万円を超えた部分は対象外)。

▼次のすべてに該当する世帯

▼民間賃貸住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯

▼本市に引き続き2年以上住居を有する65歳以上の方のみの世帯

▼生計中心者の当該年度分の市民税が非課税

▼生活保護を受けていない世帯

# 介護保険制度のお知らせ

介護保険は、介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

## 申請から介護サービス利用までの流れ

①申請 長寿介護課へ申請してください(地域包括支援センター、ケアマネージャー、民生委員などの代行可)。

②審査・判定 市の要介護認定調査員が自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、別表の要介護状態区分のいずれかまたは非該当と判定します。

③結果通知 原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ケアプラン作成 ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1～5と認定された方は指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。

⑤サービスを利用 サービスの内容を決定後サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割を利用者が負担します(一定所得以上の方は自己負担が2割になります)。

※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1ヵ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額利用者が負担することになります。

3面に続く



介護マーク

別表	要介護状態区分	介護サービス
要支援1	要介護1	介護予防サービスを利用できます。
要支援2	要介護2	介護サービスを利用できます。
要介護1	要介護3	介護サービスを利用できます。
要介護2	要介護4	介護サービスを利用できます。
要介護3	要介護5	介護サービスを利用できます。
要介護4	非該当	介護サービスの利用はできませんが、介護予防事業をご案内しています。

介護中であることを周囲に理解してもらうために「介護マーク」を配布しています。